

合志市上下水道料金徴収等業務委託に関する公募型プロポーザル方式選定実施要領

令和 8 年(2026 年)9 月 8 日

1 趣旨

この要領は、合志市が上下水道料金徴収等業務（以下「委託業務」という。）を委託するにあたり、上下水道事業における業務の効率化とお客様サービスの一層の向上を図るため、一定の受託実績と受託能力を有する民間事業者を募集し、その技術提案書、見積提案書及びプレゼンテーションから総合的な評価を行い、価格性能比の最も優れた民間事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 定義

この要領における公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）とは受託を希望する民間事業者を公示により募り、その技術力や経済性等を総合的に評価するための技術提案書の提出等を求め、その審査によって受託候補者の選定を行う方式をいいます。

3 委託名

合志市上下水道料金徴収等業務委託

4 委託業務の履行場所

事務所	上下水道お客さまセンター (熊本県合志市竹迫 2140 番地 合志市役所 [防災センター2 階])
区域	合志市水道事業及び工業用水道事業の給水区域、下水道事業の排水区域

5 委託業務の内容

- (1)窓口、受付業務
- (2)検針業務
- (3)開閉栓業務
- (4)お客様台帳入力業務
- (5)調定業務
- (6)収納業務
- (7)滞納整理業務
- (8)工業用水道料金業務
- (9)その他上記項目の附帯業務

6 委託期間

令和 9 年(2027 年)4 月 1 日から令和 14 年(2032 年)3 月 31 日まで（5 年間の長期継続契約）。

なお、受託者へ業務を円滑に引継ぐため、契約締結日の翌日から令和 9 年(2027 年)3 月 31 日までの期間内に別途業務引継ぎ期間を設けます（業務引継ぎに要する経費等は受託候補者の負担

とします)。

7 プロポーザルに使用する言語、単位及び通貨

特に定めのない限り、このプロポーザルに使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は円とします。

8 この委託に係る委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む額）

令和 9 年度(2027 年度)	81,655,200 円
令和 10 年度(2028 年度)	81,655,200 円
令和 11 年度(2029 年度)	81,655,200 円
令和 12 年度(2030 年度)	81,655,200 円
令和 13 年度(2031 年度)	81,655,200 円
委託期間(5 年間)内の合計額	408,276,000 円

- ・この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。
- ・提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとします。

なお、委託期間内における委託料の支払は、前払い無しの各月払いの 60 回払いとし、1 円未満の端数を生じる場合は、各年度の第 1 回目分に加算します。

9 提案見積金額

提案見積金額は、委託期間（5 年間）に要する費用を積算し、提案見積書により提出してください。また、その内訳書も併せて提出してください。

10 契約保証金

この委託契約保証金は、合志市契約事務規則（平成 18 年規則第 37 号）第 24 条に基づいて、取り扱うものとします。

11 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (4) 概ね給水戸数 25,000 戸以上又は給水人口 60,000 人以上の規模を有する水道事業に係る検針業務及び滞納整理業務を含む業務に 36 月以上従事した経験を有する者を業務責任者として従事させることが出来ること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと

- (6)暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと
- (7)単体企業であること
- (8)プライバシーマーク制度の認定を受け、個人情報保護のための必要な措置を講じることができること

12 参加資格喪失の場合の取扱い

参加資格確認申請書を提出した者が、業務提案書等の提出までに前条に掲げる参加資格要件のいずれかを欠くことになったときは、参加資格確認の時点で参加資格が無かったものとみなし、それ以降のプロポーザル手続には参加することができません。

また、受託候補者を選定した後、受託候補者が前条に掲げる参加資格要件のいずれかを欠くことになったときは、その選定は取消とします。

13 プロポーザル実施方法

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、「合志市上下水道料金徴収等業務委託に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査します。

プロポーザルに関する手続及びスケジュールについては、別表 1「プロポーザルの実施事項及び日程（予定）」のとおりです。

14 プロポーザル参加申込手続

参加を申し込む事業者は（以下「参加申込者」という。）は、「プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）」に記載されている書類を添えて、提出期限内に提出してください（持参又は郵送（書留）に限ります）。

参加申込書等は合志市のホームページ (<https://www.city.koshi.lg.jp>) 内からダウンロードすることができます。

参加資格確認の結果は、「プロポーザル参加要請書（様式第 2 号）」又は「プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第 3 号）」により、参加申込者に通知します。

- (1)提出期限 令和 8 年(2026 年)9 月 24 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2)提出場所 合志市水道局 水道課水道班（合志市役所防災センター2 階）
- (3)結果通知 令和 8 年(2026 年)10 月 8 日（木）

15 プロポーザル参加辞退

「プロポーザル参加要請書（様式第 2 号）」によりプロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後続手続への参加を辞退したいときは、遅滞なく「プロポーザル参加辞退届（様式第 8 号）」を持参又は郵送（書留）により提出してください。

- (1)提出期限 令和 8 年(2026 年)10 月 29 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2)提出場所 合志市水道局 水道課水道班（合志市役所防災センター2 階）

16 業務提案書等の提出

プレゼンテーションへの参加を希望する事業者は、次のとおり業務提案書及び提案見積書（以下「業務提案書等」という。）を持参又は郵送（書留）により提出してください。なお、提出さ

れた業務提案書等は返却しません。

- (1) 提出期限 令和 8 年(2026 年)10 月 29 日(木) 午後 5 時まで(必着)
- (2) 提出場所 合志市水道局 水道課水道班(合志市役所防災センター2 階)
- (3) 提出部数 ①業務提案書 11 部
②提案見積書 1 部

(4) 業務提案書の内容については、次の構成により作成してください。

- ①会社概要
- ②財務状況
- ③業務(受託)実績
- ④業務体制及び業務履行計画
- ⑤窓口・受付業務に関する提案
- ⑥検針業務に関する提案
- ⑦開閉栓業務に関する提案
- ⑧お客様台帳入力業務に関する提案
- ⑨調定業務に関する提案
- ⑩収納業務に関する提案
- ⑪滞納整理業務に関する提案
- ⑫工業用水道料金業務に関する提案
- ⑬個人情報保護に関する提案
- ⑭危機管理に関する提案
- ⑮その他のことに関する提案

(5) 代理人が提案見積書を提出するときは、「委任状(様式第 10 号)」を添付してください。

17 業務提案書等の作成に関する質問

業務提案書等の作成に関して質問があるときは、電子メールにより提出してください。提出期限内に質問を受け付けたときは、合志市のホームページ(<https://www.city.koshi.lg.jp>)を通じて質問と回答を公開します。なお、質問者は匿名化されます。

- (1) 提出期限 令和 8 年(2026 年)10 月 16 日(金) 午後 5 時まで(必着)
- (2) メールアドレス suidou@city.koshi.lg.jp (水道課)
- (3) 回答日 令和 8 年(2026 年)10 月 23 日(金)

18 プレゼンテーションの実施

- (1) プレゼンテーションの実施日時及び場所は、「プレゼンテーション参加要請書(様式第 4 号)」により通知します(業務提案書等を提出した事業者のみ)。この通知を受けた事業者(以下「参加事業者」という。)は、速やかに「プレゼンテーション出席者報告書(様式第 5 号)」を提出してください。
- (2) プレゼンテーションに必要な機器類は、参加事業者で準備してください。ただし、電子黒板等は、合志市が用意するものを使用することができます。
- (3) プレゼンテーションの実施順番は、業務提案書等の受付順とします。

- (4)各参加事業者のプレゼンテーションの持ち時間は 30 分以内とし、その後引き続き質疑応答の時間を 20 分程度設けます。
- (5)プレゼンテーションには、業務提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。
- (6)参加事業者が 1 社しかなかった場合でも、参加資格要件を備えている限りプレゼンテーションによる審査は実施します。

19 プロポーザルの審査方法及び受託候補者の選定

委員会は、別途定める「合志市上下水道料金徴収等業務委託プロポーザル方式選定基準」に基づいて参加事業者ごとに評価及び採点を行い、最も高い総合評価点を得た参加事業者を受託候補者として選定します。ただし、総合評価点が 120 点に満たない場合は、候補者を選定しません。なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではありません。

【契約締結について】

受託候補者の決定後、速やかに受託候補者と委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、契約を締結します。

合志市と受託候補者の協議が不調となり契約締結に至らない事態となった場合には、選定において総合評価点が高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行うことができるものとします。

20 結果の通知及び公表

委員会の審査の結果は、受託候補者に選定された参加事業者には、「受託候補者通知書（様式第 6 号）」を、受託候補者に選定されなかった参加事業者には「選定結果通知書（様式第 7 号）」により通知します。併せて、合志市のホームページ（<https://www.city.koshi.lg.jp>）を通じて公表します。また、合志市情報公開条例（平成 18 年条例第 8 号）の規定によりこのプロポーザルの開示請求があった場合、業務提案書等を公開することがあります。

電話等による審査結果の問い合わせには、応じられませんのでご理解ください。

21 プロポーザルに関する瑕疵

このプロポーザルにおいて、参加資格、提出書類、提出方法等に瑕疵があることが判明したときは、委員会で審査を行い、後続手続きの中止等を含めて対応を決定します。また、必要に応じて参加資格者に対し聴き取り等を行うことがあります。

なお、判明した瑕疵が重大又は悪質なものであり、プロポーザルの公平性又は公正性を著しく損なうと認められる場合は、このプロポーザルに関する決定事項を取消すことがあります。

22 お問い合わせ先

合志市水道局 水道課 水道班（合志市役所防災センター2 階）

〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地

電話 096-248-1130 FAX 096-215-5010

電子メール suidou@city.koshi.lg.jp

別表 1

プロポーザルの実施事項及び日程（予定）

	実施事項	日程
1	実施要領の公告（公表）	令和 8 年 9 月 8 日（火）
2	プロポーザル参加申込書の受付	令和 8 年 9 月 8 日（火）から 令和 8 年 9 月 24 日（木）まで
3	参加資格確認結果の通知	令和 8 年 10 月 8 日（木）
4	業務提案書等の作成に関する質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 16 日（金）
5	業務提案書等の作成に関する質問書への回答日	令和 8 年 10 月 23 日（金）
6	業務提案書及び提案見積書の提出期限	令和 8 年 10 月 29 日（木）
7	プレゼンテーション参加要請書	令和 8 年 11 月 10 日（火）
8	プレゼンテーションの実施（委員会による審査、選定）	令和 8 年 11 月 19 日（木）
9	受託候補者の選定結果通知	令和 8 年 11 月 27 日（金）
10	受託候補者との契約内容に関する協議	令和 8 年 12 月 1 日（火）から 令和 8 年 12 月 28 日（月）まで
11	委託契約の締結	令和 9 年 1 月 13 日（水）
12	業務引継ぎ期間	令和 9 年 1 月 14 日（木）から 令和 9 年 3 月 31 日（水）まで
13	委託契約に基づく業務開始	令和 9 年 4 月 1 日（木）から

[留意事項]

- ・この日程は、この要領の公表日現在における予定であり、やむを得ず変更することがあります。
- ・各種書類等の提出受付は、休日は行いません。また、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとします。
- ・業務引継ぎについては、原則として休日は行わないものとします。